

優良工事施工者林政部長表彰選考基準

(目的)

第1 この基準は、岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱第4条の規定に基づき、林政部の所管にかかる優良工事施工者林政部長表彰選考基準を定めることにより、優良工事施工者の林政部長表彰の適正な選考に資することを目的とする。

(審査事項)

第2 優良工事施工者の林政部長表彰選考にあたり、審査する事項は次のとおりとする。

(1) 「岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱」の第2条及び第3条並びに「林政部優良工事施工者表彰実施細則」の第2条及び第3条の要件を満足していること。

(2) 別紙「林政部長表彰選考基準」に該当する者であること。

(提出書類)

第3 農林事務所長が林政部長あてに提出する必要書類は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------------|----|--------|
| ア 優良工事施工者推薦書(林政部長表彰) | 1部 | (様式 1) |
| イ 工事完成写真 | 1部 | (様式 2) |
| ウ 工事成績評定表(写し) | 1部 | |
| エ 推薦理由を説明するための補足資料 | 1部 | |

(附 則)

この基準は平成20年6月5日より施行する。

林政部長表彰選考基準

【治山事業】

、 の要件のいずれかに該当する者であること。または から の要件の2項目以上に該当する者であること。

項目	審査基準	具体例
間伐材の利用	設計数量の110%以上かつ15m ³ /1億円以上の利用	
コスト縮減	業者提案により3%以上のコストを縮減した	
工期	設定工期を10%以上短縮した	・工期変更したものは除く
安全対策	業者が任意仮設等の実施による安全向上に努めた	<ul style="list-style-type: none"> ・無人機械等新技術の採用により安全向上に努めた。 ・安全監視員の常時配置 ・工事中の汚濁防止のための貯水施設等の設置 ・床掘等作業員の安全確保のため、簡易雨量計を設置
公共事業のPR	業者が地元住民等を対象にした工事のPRをした	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民に対する現場説明会の開催 ・現場状況(進捗状況のわかる)を説明した看板等の設置(1回/月以上)
その他	各農林事務所長が特別優れていると認めるもの。	・予期せぬ現場内の事項において初期対応し、優れた提案が採用された。
	工事現場近くで発生した災害に対し初期活動を実施した	・救出活動、避難誘導による災害の未然防止、通行止めの措置と迂回路への誘導

【林道事業】

、 の要件のいずれかに該当する者であること。または から の要件の2項目以上に該当する者であること。

項目	審査基準	具体例
間伐材の利用 支障木の有効活用	設計数量の110%以上かつ15m ³ /1億円以上の利用	工事支障木を間伐材製品と同等に土留柵等に利用
コスト縮減	業者提案により3%以上のコストを縮減した	
工期	設定工期を10%以上短縮した	・工期変更したものは除く
安全対策	業者が任意仮設等の実施による安全向上に努めた	・安全監視員の常時配置
公共事業のPR	業者が地元住民等を対象にした工事のPRをした	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民に対する現場説明会の開催 ・現場状況(進捗状況のわかる)を説明した看板等の設置(1回/月以上)
森林施業用施設の設置	森林所有者の意向を積極的に収集し、森林施業の施設を設置した	<ul style="list-style-type: none"> ・林内歩道等の設置 ・法面や急傾斜地に階段等を設置
その他	各農林事務所長が特別優れていると認めるもの。	・急峻な地形(例:山傾斜35度以上が施工区間の50%以上)の林道工事を完成した。
	工事現場近くで発生した災害に対し初期活動を実施した	・救出活動、避難誘導による災害の未然防止、通行止めの措置と迂回路への誘導